

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第10号

相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例

相模原市営自動車駐車場条例(昭和63年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「道路法(昭和27年法律第180号)第24条の2第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき駐車料金(以下「料金」という。)を徴収する」を削る。

第2条の見出しを「(設置)」に改め、同条の表以外の部分中「駐車場」を「道路交通の円滑化を図り、自動車を利用する者の利便に資するため、駐車場」に改め、同条の表料金徴収根拠法令の欄を削る。

第4条第1項中「利用(」の次に「第7条第2項に規定する」を加え、「(以下「定期券」という。)」を削る。

第5条第1項ただし書中「二輪自動車」の次に「(側車付二輪自動車を除く。)」を加える。

第6条を次のように改める。

(利用料金)

第6条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、第17条の規定により駐車場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車させる場合は、この限りでない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める自動車

2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

区分	利用料金の額
普通自動車等	30分までごとに150円
二輪自動車	1時間までごとに150円

備考

1 普通自動車等とは、前条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車
で次項に規定する二輪自動車以外のものをいう。

2 二輪自動車とは、道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる二輪自動車
で側車付二輪自動車以外のものをいう。

3 利用者は、駐車場から自動車を出場させるときに利用料金を納付するものとする。ただし、次条に規定する回数駐車券及び定期駐車券による利用料金については、これらの交付を受けるときに納付するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第7条の見出し中「回数駐車券」を「回数券」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に、「必要があると認めるときは」を「市長の承認を得て」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「必要があると認めるときは」を「市長の承認を得て」に、「定期券」を「定期駐車券(以下「定期券」という。)」に改め、同条第3項を削る。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条及び第10条を削る。

第11条の見出し中「料金」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「第6条第1項の規定にかかわらず、指定管理者」に改め、「、必要があると認めるときは」を削り、「料金」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第12条の見出し中「料金」を「利用料金」に改め、同条中「料金は」を「利用料金は」に改め、同条ただし書中「料金」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とし、第14条から第18条までを2条ずつ繰り上げる。

第19条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加え、「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同条を第17条とする。

第20条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。
第23条中「第19条」を「第17条」に改め、同条を第21条とする。

第24条を第22条とする。

第25条中「第13条」を「第11条」に、「第14条第2項」を「第12条第2項」に、「第16条」を「第14条」に、「第19条」を「第6条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第26条を第24条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始した相模原市営自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に係る料金について適用し、施行日前に開始した駐車場の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例により施行日以後に徴収することとなる駐車料金は、改正後の第6条第1項に規定する利用料金とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により発行されている回数駐車券又は同条第2項の規定により発行されている定期駐車券は、改正後の第7条第1項の規定により発行された回数駐車券又は同条第2項の規定により発行された定期駐車券とみなす。
- 5 施行日前に徴収した定期駐車券による駐車料金に係る還付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 6 改正後の第6条第2項の規定による利用料金の額の決定並びに改正後の第7条第1項の規定による回数駐車券及び同条第2項の規定による定期駐車券の発行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。